

所得税、町・県民税の申告

所得税・復興特別所得税

問 海田税務署 ☎ 823-2131

所得税および復興特別所得税の確定申告は、前年の1月1日～12月31日の所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

- ① 事業所得や不動産所得などで、1年間の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
- ② サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える人や、2か所以上から給与をもらっている人、給与以外の所得が20万円を超える人など

確定申告することで税金が戻る人

- 次の①～④のいずれかに当てはまる場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ① 年の途中で退職し、年末調整を受

けなかった人

- ② 多額の医療費を支払った人
- ③ 災害や盗難にあった人
- ④ マイホームを住宅ローンで購入した人

公的年金所得者の確定申告不要制度

次の対象に当てはまる人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

- ☑ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の入

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

(個人事業者の消費税・地方消費税は4月1日(月)まで)

- ※ 例年、申告期間前半に相談・受付が集中し混み合います。
- ※ 土曜日・日曜日・祝日を除きます。

※ この確定申告不要制度に当てはまる場合でも、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人・社会保険料等の控除を受けようとする人は、町・県民税(住民税)の申告が必要です。

平成30年7月豪雨で被災した人

平成30年7月豪雨により、住宅や家財、自動車などに被害を受けた人は、雑損控除または災害減免法の適用により、平成30年分の所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。詳しくは海田税務署へお問い合わせください。

口座振替の利用

納付には安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込みは、納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署または金融機関へ提出

してください。

※ すでに口座振替をご利用の場合は、新たに提出する必要はありません。

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーの利用

画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等を作成できます。作成したデータはe-Taxで、申告書は郵送で提出できます。※ e-Taxで必要な電子証明書の有効期間の確認もお忘れなく。

スマホでも確定申告書が送信可能になりました!

用意するもの①ID(パスワード方式)

①ID(利用者識別番号) ②パスワード(暗証番号) IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、海田税務署にお越しください。

◆ 詳しくは「スマホ×確定申告 スマート申告始まります」(国税庁)で





平成31年1月1日現在、府中町に住所があり、平成30年中に所得があった人で、次の①②のいずれかに

住民税の申告が必要な人

所得税の確定申告をした人や、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている人は、町・県民税(住民税)の申告は不要です。
また、所得税の確定申告は不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。
なお、住民税の申告をすると住民税が少なくなる場合もあります。
※住民税の申告は郵送でも可能です。

当てはまる人は、町・県民税(住民税)の申告が必要です。
①公的年金所得者の確定申告不要制度に該当する人(4ページ参照)で、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人
②公的年金所得者の確定申告不要制度に該当する人で、社会保険料、生命保険料、医療費、扶養控除などの源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人
※前年中の収入がないことを証明するための「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な人も、住民税の申告をしてください。

町・県民税(住民税)

問 税務課町民税係

☎ 28613143

確定申告会場

場 所 海田税務署(海田町大正町1-13)
NTTクレドホール(基町クレド・パセーラ11階)
相談日 平日のみ
受付時間 午前9時～午後4時 相談時間 午前9時～午後5時

府中町役場での申告相談・受付

場 所 4階 大会議室
相談日 平日のみ
受付時間 午前8時30分～11時、午後1時～4時
相談時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時
受付方法 会場で当日限り有効の整理券を配付
(午前中にその日の午後の整理券を受け取れます)

※庁舎の管理上、午前8時以前の来場はご遠慮ください。
※駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

！ 府中町役場で受付できない申告 【税務署での申告相談を】

- ①青色・分離・損失・修正申告②事業(営業等・農業)所得③不動産所得(申告初年度のもの・収支内訳書の未完成のもの)④譲渡所得(株・土地・建物の売却)⑤源泉徴収票のない給与・年金等所得⑥特殊な控除(雑損控除・住宅借入金特別控除等)⑦平成29年以前分の確定申告

申告に必要なもの

- ①印鑑(朱肉を使うもの)
- ②所得金額がわかる書類(源泉徴収票など)
- ③不動産所得のある人は収支内訳書※前年の収支内訳書を参考に記載しておいてください。
- ④控除を受けるための証明書(医療費の明細書・社会保険料の領収書・支払証明書・生命保険料等の控除証明書など)
※医療費控除は領収書の添付が不要になり、明細書の提出が必要になりました。
- ⑤申告者本人名義の預貯金口座の口座番号がわかるもの
- ⑥マイナンバーカード(顔写真付き)か、マイナンバー通知カードと本人確認書類※本人確認書類は、顔写真付きであれば1点(運転免許証等)、顔写真付きでないものは2点(保険証と通帳等)が必要です。
- ◆前年分の申告書の控えがある人はお持ちください。手続きが早く終わります。

府中町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問・相談はお受けできませんのでご了承ください。
また、会場は混雑が予想され待ち時間が長くなる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

社会保険料控除

平成30年1月1日～12月31日に納付した、国民健康保険税(国保税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は、社会保険料控除として、所得税、町・県民税で申告できます。控除対象額(納付額)を次のとおり確認してください。

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

年金から天引きの場合 日本年金機構等から送付される、「源泉徴収票」に記載されています。

口座振替の場合 通帳に記載されている平成30年中の振替金額を合計してください。

領収書等の紛失や納付額が不明の場合 納付方法に関わらず、次の窓口で「納付記録」を発行できます。

【国民健康保険税】

税務課国民健康保険税係
(役場4階3番窓口)
☎286-3144

【後期高齢者医療保険料】

保険年金課年金福祉医療係
(役場2階8番窓口)
☎286-3154

【介護保険料】

高齢介護課介護保険係
(役場2階10番窓口)
☎286-3235

国民年金保険料

納付額は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などに記載されています。申告の際は、証明書を添付する必要があります。

証明書が届いていない場合や紛失した場合は、次の専用ダイヤルへお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】

(有料・ナビダイヤル)
☎0570-0031004
(IP ☎03-6630-2525)

月～金曜日
午前8時30分～午後7時

第2土曜日
午前9時～午後5時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

厚生年金・国民年金の源泉徴収票の再交付

平成30年1月～12月に受け取った年金の源泉徴収票は、1月中旬に日本年金機構から送付されています。紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」へ再交付の申し出をしてください。



※年金証書などに記載された基礎年金番号が必要です。

ねんきんダイヤル(有料)

☎0570-05-1165 (IP ☎03-6700-1165)

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の受付時間が午後7時まで延長されます。